

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

令和2年8月31日

寝屋川市は、児童福祉法に基づき、下記の指定障害児通所支援事業者の指定を令和2年8月31日付けで取り消しましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社サンケン
- (2) 代表者 代表取締役 小久保 裕美
- (3) 所在地 寝屋川市宝町17番13号

2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 障がい児通所支援事業所イーズきらら
- (2) 所在地 寝屋川市宝町17番13号イワモトハイツ1階
- (3) 事業種別 放課後等デイサービス
- (4) 指定年月日 平成28年8月1日

3 指定取消の理由

- (1) 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第10号）

常勤として勤務すべき児童発達支援管理責任者について、児童発達支援管理責任者を配置した旨の変更届を提出した際、実際とは異なる勤務状況を示す書類の提出を行い、届出の以後も、児童発達支援管理責任者の勤務実態に係る虚偽の記録の作成を行った。

また、児童発達支援管理責任者が作成等をするべき個別支援計画について、全利用者分について作成等の一連の業務がされていなかった。

- (2) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

上記(1)の事実を知らず減算を行うことなく、給付費を不正に請求していた。